

PET ボトル期中追加入札の実施並びに再生処理事業者の財務負担の緩和措置実施について

平成 20 年 12 月 8 日

財団法人日本容器包装リサイクル協会

財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、当協会という）では、使用済み PET ボトルのリサイクル市場における昨今の急激な状況変化を踏まえ、主務省庁（環境省、経済産業省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省）からの検討依頼により、当協会の責任を果たすために、以下の措置を実施することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、今回の措置は、日本国内における PET ボトルの適正なりサイクルシステムの維持を目的として、本年度限りの暫定的な措置として実施するものです。

関係する各主体の皆様におかれましては、事態の緊急性をご理解いただき、ご協力をいただければ幸いです。

1. 措置の概要

- 1) 市町村から使用済み PET ボトルの当協会への引渡し追加申し込みを受け付け、期中追加入札を実施します。
- 2) 再生処理事業者の財務状況の急激な悪化を防止するために、既存の 20 年度契約単価の調整、支払の一時的猶予などの措置を実施します。

2. 期中追加申し込み、追加入札などの実施日程

市町村からの申し込み受付	：平成 20 年 12 月 9 日から 12 月 15 日まで
再生処理事業者からの入札受付	：平成 20 年 12 月 25 日から平成 21 年 1 月 6 日まで
開札：	平成 21 年 1 月 7 日
再生処理事業者の選定：	平成 21 年 1 月 8 日
落札結果の通知：	平成 21 年 1 月 8 日から 15 日
引渡し開始：	平成 21 年 1 月 12 日

3. 再生処理事業者の財務状況を考慮した特別措置

1) 既存契約分の契約価格の調整

今回の追加契約における落札価格を参考にして、既に当協会と有償契約を結んでいる再生処理事業者の契約価格を調整します。新たな契約価格は平成 21 年 1 月支払い以降分に適用します。なお既存契約が逆有償のものについては、契約価格の調整は行いません。

2) 有償分に係る委託料の支払い猶予措置

年初契約の PET ボトル再商品化実施契約書第 20 条(委託料及び支払条件)に定める期限・委託料の支払いについては、「当月再商品化実績分は翌月支払い」ですが、当該事業者からの申し出があれば、当協会と協議の上、平成 20 年 12 月支払い分からの支払を、最長で 2 ヶ月間猶予することも可能とします。詳細は、再生処理事業者に別途通知します。

以 上